

# 1 胎内市が目指すまちづくり

## <基本構想の枠組み>

基本理念(まちの将来像)

自然が生きる、  
人が輝く、  
交流のまち  
“胎内”

まちの将来像を実現するための3つの基本方針

市民協働

選択と  
集中

未来への  
投資

基本政策

市民の暮らしの豊かさに関する内容

子育て  
教育・学び

健康・福祉

産業・雇用

市民の暮らしを支える基盤と仕組みに関する内容

生活基盤

自治・協働

## 1-1 基本理念

### (1) 市全体で共有するイメージ

胎内市は、第1次総合計画において、新市の進むべき方向を「自然が活きる、人が輝く、交流のまち」と定め、まちづくりに取り組んできました。

市民共有の財産である豊かな自然を生かしながら、住む人も訪れる人も視野に入れた、ここでしかできない産業や交流を展開し、自律的なまちづくりを目指すことを第2次総合計画においても継承し、以下のとおり基本理念を定めます。

### 自然が活きる、人が輝く、交流のまち “胎内”

#### 自然が活きる

母なる胎内川や四季の変化に富んだ山並みをはじめとする豊かな自然と、安心して暮らせる生活基盤、更に先人達が築き上げてきた歴史・文化に囲まれた心安らぐふるさとを次世代に引き継ぐという思いを表しています。

#### 人が輝く

“まちづくりは人づくり”と言われることもあるように、まちの発展を支え、これを継承していくのは“人”であるという認識のもと、行政だけではなく、市民ぐるみでの人づくりが大切にされ、市民一人一人が主人公として輝くことができるまちを実現するという思いを表しています。

#### 交流のまち

近所同士の支え合いや関心を共有する市民のつながり、そして、足りないところは外の力も借りながら、人・もの・情報が行き交う活力のあるまちを実現するという思いを表しています。

## (2) まちの将来像を実現するための3つの基本方針

基本理念である「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」に変わりはありませんが、まちを取り巻く環境がこれまでの10年（第1次総合計画の計画期間）とこれからの10年（第2次総合計画の計画期間）では異なります。

第2次総合計画では、社会情勢や胎内市の抱える課題に対応し、活力あるまちを次世代に引き継ぐため、次の3点を市政に共通する基本方針に据えて、基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

### ① 市民協働 ～市民と連携～

人が輝くまちづくりには、市民が自ら地域の今後の在り方を考え、その実現に向けて持てる力を発揮できることが重要です。そのために、行政にはこれらの活動を適切に支援することが求められています。

国や地方自治体の財政は厳しさを増す中、多様化する市民の価値観を反映し、まちの魅力や住みやすさを向上させるためにも、市民と行政の新しい関係のもと、まちづくりを協働で進めることが重要です。

### ② 選択と集中 ～限りある財源を真に必要とするところへ～

人口減少社会を迎える中、これまで整備してきた公共施設等を含めた社会基盤は、地域資源として胎内市の貴重な財産となっていますが、あらゆるものを等しく維持・更新していくことは、将来に向けて大きな負担になっていくという懸念があります。

これからの時代においては「ないよりもあった方が良い」という発想ではなく、真に必要で求められることを、まさに選択と集中を基軸にして様々な施策に取り組むことが求められています。

従来のままの考え方ではなく、行政評価等を踏まえながら、経営的視点も念頭に置いて、折に触れて再点検を行い、施設や事務・事業を整理または統合していくことが大切であり、そのことが、次の「③未来への投資」を行う余裕をつくるためにも必要となってきます。

### ③ 未来への投資 ～持続可能性を求めて～

少子高齢化の進展等により市内の若者が更に減少する懸念があることから、まちの活力が失われていくことのないように対応していくことが求められます。

これからの胎内市を支える魅力的な人材やこれを受け入れる雇用が存在し続けるまちであるために、まちの情報や魅力を発信し、地域内外の力をまちづくりに取り込むことが必要不可欠です。そのためには、長期的な視野に立って様々な地域資源の中から価値あるものを見つけ、それを育み・継承していくことが大切です。

またその際には、人材・産業を育成する教育やインキュベーション\*の仕組みづくり、情報技術革新やビッグデータ\*の活用といった若者や民間企業をひきつける新しい分野にも踏み込んだ取組とすることやこのような挑戦が新たな重荷とならないよう、狙いを定めて過大な投資を避けることも重要です。

## 1-2 人口の展望

胎内市の将来人口は、胎内市人口ビジョンで定めます。

## 1-3 土地利用構想

胎内市の豊かな自然をここでしかできない産業や交流に活用し、住む人にやさしく快適で、訪れる人にも潤いを提供する自然と共生するまちづくりに取り組みます。

### ① 都市的土地利用

- ◇ 市民活動や産業活動の基盤として、まちの活力の源となる都市的土地利用は、人口減少が進むことを考慮して、量的拡大を抑制し、質の充実を図るコンパクトで持続的なまちづくりを進めます。
- ◇ 中学校区のような生活圏を単位として、拠点性の維持・向上を図るとともに、公共交通等により相互連携を高めることで、高齢者や子育て世帯など誰もが健康に暮らし続けられるネットワーク型コンパクトシティ\*を実現します。
- ◇ 工業団地の有効活用や交流の促進のため、道路・交通ネットワークの強化や交通結節点\*の機能強化を検討します。

### ② 自然的土地利用

- ◇ 水源のかん養地や貴重な野生生物の生息地等となる豊かな自然は、胎内市の貴重な財産であるため、自然環境の保全・再生に継続して取り組みます。
- ◇ 山・川・海の代表的なレクリエーションの場では、美しい景観づくり、自然とふれあえる環境づくりを進め、自然環境の保全とともに、その利用の増進を図ります。
- ◇ 環境教育や企業の社会貢献活動等の優れた取組の拡充を図り、自然環境の保護と適切な管理を推進します。

### ③ 農林業的土地利用

- ◇ 担い手の不足が深刻な問題になることが懸念される農林業的土地利用は、生産性の向上や自然的土地利用と同様の農業・農村の有する多面的機能の保持に向けて、適切な維持管理に努めます。
- ◇ 生産性が高く規模拡大が比較的容易な箇所では、生産性の向上に重点を置いて、効率的かつ安定的な担い手への農地の集積を促進します。
- ◇ 中山間地域等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域においては、農業・農村の有する多面的機能の維持を念頭に、集落内での互助による営農や経営体の強化、グリーン・ツーリズム等の都市との交流・連携を促進します。
- ◇ 遊休農地や耕作放棄地となっている箇所等では、上記のような場所とは明確に区分して、自然に戻していくことも検討します。